

サステナビリティ基本方針(2017年度制定)

目的

第1条 当行グループは、企業理念に則り、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現するべく、サステナビリティ基本方針を以下の通り定める。

サステナビリティ経営

第2条 当行グループが目指すサステナビリティ経営とは、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を実現すると共に、ステークホルダーとの対話を通じて、価値創造プロセスの継続的な改善に努めることで、持続可能な社会の実現に貢献していく取り組みをいう。

財務資本と非財務資本

第3条 当行グループのリスクアベタイトに沿った事業遂行に必要な経営資源として、財務資本に加えて、長期的な財務価値創造能力に影響を与える人的・知的資本、関係資本、社会資本などの非財務資本の価値を統合的に高める。

持続可能な社会への貢献

第4条

1. 当行グループは、環境・社会・ガバナンス(ESG)を巡る国内外の法令や規範に加え、政府の政策動向も踏まえつつ、事業分野における重要な社会課題を把握し、投融資や資産運用を始めとする事業活動に、持続可能な社会の実現に向けた視点を組み込むことで、適切なソリューションを提供し、誠実かつ公正な事業活動に取り組む。
2. 当行グループは、社会課題に関する継続的な調査・研究および情報発信等を通じ、持続可能な社会に向けてナレッジ面でもリーダーシップを発揮する。
3. 当行グループは、自らの事業活動が社会に与える影響を把握し、取り組みの改善に努める。
4. 当行グループは、人権に関する法令や規範を遵守し、あらゆる事業活動においてすべての人々の人権に配慮する。
5. 当行グループは、第5条乃至第9条のステークホルダーとの対話を重視して、価値創造プロセスの継続的な改善に努める。

お客様の持続的成長

第5条 当行グループは、国内外の産業・インフラ分野などのお客様に対する特色ある投融資等のソリューション提供を通じて、お客様の有形・無形の価値を高め、持続的成長に貢献する。

地域の自立的発展

第6条 当行グループは、地域社会とのパートナーシップを重視し、自治体や他の金融機関等とも連携した事業活動を通じて、地域の自立的発展に貢献する。

従業員との協調

第7条

1. 当行グループは、従業員一人ひとりの能力開発やモチベーション向上に取り組む、成長を促進するとともに、心身の健康保持・増進に努める。
2. 当行グループは、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず多様な人材が能力や専門性を最大限に発揮できる風土をつくるとともに、その基盤として働きやすさに配慮した良好な職場環境作りを推進する。

金融市場の活性化・安定化

第8条

1. 当行グループは、他の金融機関等と連携・協働して、特定投資業務を含むリスクマネーの供給に取り組み、フロンティアの開拓を通じて金融市場の活性化に貢献する。
2. 当行グループは、資産運用事業において、投資家の最善の利益を追求しつつ良質な投資機会・運用サービスを提供することを通じ、その多様な運用ニーズに適切に応え、資金循環を活性化する。
3. 当行グループは、危機対応業務の遂行を通じてセーフティネット機能を発揮し、金融市場の安定化に貢献する。

投資家との対話

第9条 当行グループは、有形・無形の企業価値の持続的向上に努めると共に、開示の透明性を高め、投資家との建設的な対話を促進する。